

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和2年6月8日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第17項を削り、第18項を第17項とし、第19項から第89項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市手数料条例の規定は、令和2年5月25日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年5月25日前に再交付申請された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの新規発行や再発行が廃止されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。